

「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」—新旧対照表—

(平成 28 年 3 月 31 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)

(下線部分は改正部分)

新	旧
<p>雇児発 0331 第 15 号 社援発 0331 第 39 号 老 発 0331 第 45 号 平成 28 年 3 月 31 日</p> <p><u>最 終 改 正</u> <u>子 発 0320 第 4 号</u> <u>社 援 発 0320 第 6 号</u> <u>老 発 0320 第 5 号</u> <u>平成 30 年 3 月 20 日</u></p> <p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p>厚生労働省社会・援護局長</p> <p>厚生労働省老健局長 (公印省略)</p> <p>社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて</p> <p>今般、社会福祉法人の会計処理の基準については、「社会福祉法人会計基準」(平成 28 年厚生労働省令第 79 号)により示されたところであるが、その円滑な実施のため、別紙のとおり、社会福祉法人における計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の作成にかかる会計処理等の運用に関する取扱いを定めたので、貴管内社会福祉法人に対し周知徹底を図っていただくとともに、都道府県におかれては、貴管内の市(指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。)に対し周知を図るようご配慮願いたい。</p> <p>本通知の制定にあたり、「社会福祉法人会計基準の制定について」(平成 23 年 7 月 27 日雇児発 0727 第 1 号・社援発 0727 第 1 号・老発 0727 第 1 号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長通知)は廃止する。</p> <p>なお、平成 28 年度決算にかかる計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の作成については、「26 財産目録について」別紙 4 を除き従前の例によるものとする。</p>	<p>雇児発 0331 第 15 号 社援発 0331 第 39 号 老 発 0331 第 45 号 平成 28 年 3 月 31 日</p> <p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p>厚生労働省社会・援護局長</p> <p>厚生労働省老健局長 (公印省略)</p> <p>社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて</p> <p>今般、社会福祉法人の会計処理の基準については、「社会福祉法人会計基準」(平成 28 年厚生労働省令第 79 号)により示されたところであるが、その円滑な実施のため、別紙のとおり、社会福祉法人における計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の作成にかかる会計処理等の運用に関する取扱いを定めたので、貴管内社会福祉法人に対し周知徹底を図っていただくとともに、都道府県におかれては、貴管内の市(指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。)に対し周知を図るようご配慮願いたい。</p> <p>本通知の制定にあたり、「社会福祉法人会計基準の制定について」(平成 23 年 7 月 27 日雇児発 0727 第 1 号・社援発 0727 第 1 号・老発 0727 第 1 号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長通知)は廃止する。</p> <p>なお、平成 28 年度決算にかかる計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の作成については、「26 財産目録について」別紙 4 を除き従前の例によるものとする。</p>

「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」—新旧対照表—

(平成 28 年 3 月 31 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)

(下線部分は改正部分)

新	旧
別紙 「社会福祉法人会計基準の運用上の取扱い」	別紙 「社会福祉法人会計基準の運用上の取扱い」
1～14 (略)	1～14 (略)
15 満期保有目的の債券について (会計基準省令第 4 条第 5 項関係)	15 満期保有目的の債券の <u>評価</u> について (会計基準省令第 4 条第 5 項関係)
<u>(1) 評価について</u> 満期保有目的の債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額としなければならない。	満期保有目的の債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額としなければならない。
<u>(2) 保有目的の変更について</u> <u>満期保有目的の債券への分類はその取得当初の意図に基づくものであるため、取得後の満期保有目的の債券への振替は認められない。</u>	<u>(新設)</u>
16 減価償却について (会計基準省令第 4 条第 2 項関係)	16 減価償却について (会計基準省令第 4 条第 2 項関係)
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
<u>(3) 減価償却累計額の表示</u> <u>有形固定資産(有形リース資産を含む。)に対する減価償却累計額を、当該各資産の金額から直接控除した残額のみを記載する方法(以下「直接法」という。)又は当該各資産科目の控除科目として掲記する方法(以下「間接法」という。)のいずれかによる。間接法の場合は、これらの資産に対する控除科目として一括して表示することも妨げない。</u> <u>無形固定資産に対する減価償却累計額は直接法により表示する。</u>	<u>(新設)</u>
17 (略)	17 (略)
18 引当金について (会計基準省令第 5 条 2 項関係)	18 引当金について (会計基準省令第 5 条 2 項関係)
(1) (略)	(1) (略)
(2) 原則として、引当金のうち賞与引当金のように通常 1 年以内に使用される見込みのものは流動負債に計上し、退職給付引当金のように通常 1 年を超えて使用される見込みのものは固定負債に計上するものとする。 また、徴収不能引当金は、 <u>直接法又は間接法のいずれかを選択して</u> 、当該金銭債権から控除するものとする。	(2) 原則として、引当金のうち賞与引当金のように通常 1 年以内に使用される見込みのものは流動負債に計上し、退職給付引当金のように通常 1 年を超えて使用される見込みのものは固定負債に計上するものとする。 また、徴収不能引当金は、当該金銭債権から控除するものとする。
(3)・(4) (略)	(3)・(4) (略)
19 積立金と積立資産の関係について (会計基準省令第 6 条第 3 項関係)	19 積立金と積立資産の関係について (会計基準省令第 6 条第 3 項関係)

「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」—新旧対照表—

(平成 28 年 3 月 31 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)

(下線部分は改正部分)

u003c/div>

新	旧
<p><u>事業活動計算書(第2号第4様式)</u>の当期末繰越活動増減差額にその他の積立金取崩額を加算した額に余剰が生じた場合には、その範囲内で将来の特定の目的のために積立金を積み立てることができるものとする。積立金を計上する際は、積立ての目的を示す名称を付し、同額の積立資産を積み立てるものとする。</p> <p>また、積立金に対応する積立資産を取崩す場合には、当該積立金を同額取崩すものとする。</p> <p>20～24 (略)</p> <p>25 附属明細書について(会計基準省令第30条関係)</p> <p>会計基準省令第30条に規定する附属明細書は以下のものをいう。ただし、該当する事由がない場合は、当該附属明細書の作成は省略できるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 拠点区分で作成する附属明細書(別紙3(⑧)から別紙3(⑱))</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 就労支援事業に関する明細書(別紙3(⑮)から別紙3(⑮-2))の取扱い</p> <p>就労支援事業に関する明細書の取扱いは以下のとおりとする。</p> <p>(ア) 対象範囲</p> <p>就労支援事業の範囲は以下のとおりとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② 同法施行規則第6条の10第1号に規定する就労継続支援A型</p> <p>③ 同法施行規則第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型</p> <p>また、同法第5条第7項に基づく生活介護等において、生産活動を実施する場合については、就労支援事業に関する明細書を作成できるものとする。</p> <p>(イ)～(エ) (略)</p> <p>オ (略)</p> <p>26 (略)</p> <p>別紙1 計算書類に対する注記(法人全体用)</p> <p>1～8 (略)</p> <p>9. <u>有形固定資産</u>の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高 (貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)</p>	<p>当期末繰越活動増減差額にその他の積立金取崩額を加算した額に余剰が生じた場合には、その範囲内で将来の特定の目的のために積立金を積み立てることができるものとする。積立金を計上する際は、積立ての目的を示す名称を付し、同額の積立資産を積み立てるものとする。</p> <p>また、積立金に対応する積立資産を取崩す場合には、当該積立金を同額取崩すものとする。</p> <p>20～24 (略)</p> <p>25 附属明細書について(会計基準省令第30条関係)</p> <p>会計基準省令第30条に規定する附属明細書は以下のものをいう。ただし、該当する事由がない場合は、当該附属明細書の作成は省略できるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 拠点区分で作成する附属明細書(別紙3(⑧)から別紙3(⑱))</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 就労支援事業に関する明細書(別紙3(⑮)から別紙3(⑮-2))の取扱い</p> <p>就労支援事業に関する明細書の取扱いは以下のとおりとする。</p> <p>(ア) 対象範囲</p> <p>就労支援事業の範囲は以下のとおりとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② 同法施行規則第6条第10項第1号に規定する就労継続支援A型</p> <p>③ 同法施行規則第6条第10項第2号に規定する就労継続支援B型</p> <p>また、同法第5条第6項に基づく生活介護等において、生産活動を実施する場合については、就労支援事業に関する明細書を作成できるものとする。</p> <p>(イ)～(エ) (略)</p> <p>オ (略)</p> <p>26 (略)</p> <p>別紙1 計算書類に対する注記(法人全体用)</p> <p>1～8 (略)</p> <p>9. <u>固定資産</u>の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高 (貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)</p>

3

「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」—新旧対照表—

(平成 28 年 3 月 31 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)

(下線部分は改正部分)

u003c/div>

新					旧				
(略)					(略)				
10~15 (略)					10~15 (略)				
別紙 2 計算書類に対する注記 (A 里拠点区分用)					別紙 2 計算書類に対する注記 (A 里拠点区分用)				
1~7 (略)					1~7 (略)				
8. 有形固定資産 の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高 (貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。) (略)					8. 固定資産 の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高 (貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。) (略)				
9~12 (略)					9~12 (略)				
別紙 3 (①) (略)					別紙 3 (①) (略)				
別紙 3 (②)					別紙 3 (②)				
寄附金収益明細書					寄附金収益明細書				
(自)平成 年 月 日 (至)平成 年 月 日					(自)平成 年 月 日 (至)平成 年 月 日				
社会福祉法人名 _____					社会福祉法人名 _____				
(単位:円)					(単位:円)				
寄附者の属性	区分	件数	寄附金額	うち基本金 組入額	寄附金額の拠点区分ごとの内訳				
					〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇		
区分小計									
寄附者の属性	区分	件数	寄附金額	うち基本金 組入額	寄附金額の拠点区分ごとの内訳				
					〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇		
区分小計									

4

「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」—新旧対照表—

(平成 28 年 3 月 31 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)

(下線部分は改正部分)

新								旧							
区分小計								区分小計							
区分小計								区分小計							
合計								合計							

(注) 1. (略)

2. (略)

3. 「寄附金額」の「区分小計」欄は事業活動計算書の勘定科目の金額と整合するものとする。また、「寄附金額の拠点区分ごとの内訳」の「区分小計」欄は、拠点区分事業活動計算書の勘定科目の金額と原則として一致するものとする。

(注) 1. (略)

2. (略)

3. 「寄附金額」の「区分小計」欄は事業活動計算書の勘定科目の金額と一致するものとする。また、「寄附金額の拠点区分ごとの内訳」の「区分小計」欄は、拠点区分事業活動計算書の勘定科目の金額と原則として一致するものとする。

別紙 3 (③)

補助金事業等収益明細書

(自)平成 年 月 日 (至)平成 年 月 日

社会福祉法人名 _____

(単位:円)

交付団体及び交付の目的	区分	交付金額	補助金事業に係る利用者からの収益	交付金額等合計	うち国庫補助金等特別積立金積立額	交付金額等合計の拠点区分ごとの内訳		
						〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
区分小計								

別紙 3 (③)

補助金事業等収益明細書

(自)平成 年 月 日 (至)平成 年 月 日

社会福祉法人名 _____

(単位:円)

交付団体及び交付の目的	区分	交付金額	補助金事業に係る利用者からの収益	交付金額等合計	うち国庫補助金等特別積立金積立額	交付金額等合計の拠点区分ごとの内訳		
						〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
区分小計								

「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」—新旧対照表—

(平成 28 年 3 月 31 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)

(下線部分は改正部分)

新								旧							
区分小計								区分小計							
区分小計								区分小計							
合計								合計							

(注) 1. (略)

2. 「交付金額等合計」の「区分小計」欄は事業活動計算書の勘定科目の金額と整合するものとする。

また、「交付金額等合計の拠点区分ごとの内訳」の「区分小計」欄は、拠点区分事業活動計算書の勘定科目の金額と一致するものとする。

別紙 3 (4) ~ (9) (略)

別紙 3 (10)

〇〇拠点区分 資金収支明細書

(自) 平成 年 月 日 (至) 平成 年 月 日

社会福祉法人名 _____

(単位: 円)

勘定科目	サービス区分			合計	内部取引 消去	拠点区分 合計
	〇〇事業	△△事業	××事業			
事業活動による収入						
(略)						
医療事業収入						
(略)						
退職共済事業収入						
事務費収入						
(略)						

(注) 1. (略)

2. 「交付金額等合計」の「区分小計」欄は事業活動計算書の勘定科目の金額と一致するものとする。

また、「交付金額等合計の拠点区分ごとの内訳」の「区分小計」欄は、拠点区分事業活動計算書の勘定科目の金額と一致するものとする。

別紙 3 (4) ~ (9) (略)

別紙 3 (10)

〇〇拠点区分 資金収支明細書

(自) 平成 年 月 日 (至) 平成 年 月 日

社会福祉法人名 _____

(単位: 円)

勘定科目	サービス区分			合計	内部取引 消去	拠点区分 合計
	〇〇事業	△△事業	××事業			
事業活動による収入						
(略)						
医療事業収入						
(略)						
(新設)						
(新設)						
(略)						

「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」—新旧対照表—

(平成 28 年 3 月 31 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)

(下線部分は改正部分)

新								旧							
	支出	事業活動収入計(1)							事業活動収入計(1)						
		人件費支出							人件費支出						
		役員報酬支出							役員報酬支出						
		<u>役員退職慰労金支出</u>							<u>(新設)</u>						
(略)							(略)								
(略)							(略)								
授産事業支出							授産事業支出								
(略)							(略)								
<u>退職共済事業支出</u>							<u>(新設)</u>								
<u>事務費支出</u>							<u>(新設)</u>								
(略)							(略)								
事業活動支出計(2)							事業活動支出計(2)								
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)							事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)								
施設整備等による収支	収入	(略)						(略)							
		施設整備等収入計(4)						施設整備等収入計(4)							
	支出	(略)						(略)							
		施設整備等支出計(5)						施設整備等支出計(5)							
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)							施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)								
その他の活動による収支	収入	(略)						(略)							
		長期運営資金借入金収入						長期運営資金借入金収入							
		<u>役員等長期借入金収入</u>						<u>(新設)</u>							
		(略)						(略)							
その他の活動による収入						その他の活動による収入									
<u>退職共済預り金収入</u>						<u>(新設)</u>									
<u>退職共済事業管理資産取崩収入</u>						<u>(新設)</u>									
〇〇収入						〇〇収入									
その他の活動収入計(7)							その他の活動収入計(7)								
支出	長期運営資金借入金元金償還支出						長期運営資金借入金元金償還支出								
	<u>役員等長期借入金元金償還支出</u>						<u>(新設)</u>								
	(略)						(略)								
	その他の活動による支出						その他の活動による支出								
<u>退職共済預り金返還支出</u>						<u>(新設)</u>									
<u>退職共済事業管理資産支出</u>						<u>(新設)</u>									

「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」—新旧対照表—

(平成 28 年 3 月 31 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)

(下線部分は改正部分)

新								旧							
		〇〇支出								〇〇支出					
		その他の活動支出計(8)								その他の活動支出計(8)					
		その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)								その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)					
		当期資金収支差額合計(10)=(3)+(6)+(9)								当期資金収支差額合計(10)=(3)+(6)+(9)					
		前期末支払資金残高(11)								前期末支払資金残高(11)					
		当期末支払資金残高(10)+(11)								当期末支払資金残高(10)+(11)					
別紙 3 (⑪)								別紙 3 (⑪)							
〇〇拠点区分 事業活動明細書								〇〇拠点区分 事業活動明細書							
(自) 平成 年 月 日 (至) 平成 年 月 日								(自) 平成 年 月 日 (至) 平成 年 月 日							
社会福祉法人名 _____								社会福祉法人名 _____							
(単位：円)								(単位：円)							
勘定科目	サービス区分			合計	内部取引 消去	拠点区分 合計		勘定科目	サービス区分			合計	内部取引 消去	拠点区分 合計	
	〇〇事業	△△事業	××事業						〇〇事業	△△事業	××事業				
サービス活動増減の部	収益	(略)						サービス活動増減の部	収益	(略)					
		医療事業収益								医療事業収益					
		(略)								(略)					
		<u>退職共済事業収益</u>								<u>(新設)</u>					
		<u>事務費収益</u>								<u>(新設)</u>					
		(略)								(略)					
		サービス活動収益計(1)								サービス活動収益計(1)					
サービス活動増減の部	費用	人件費						サービス活動増減の部	費用	人件費					
		役員報酬								役員報酬					
		<u>役員退職慰労金</u>								<u>(新設)</u>					
		<u>役員退職慰労引当金繰入</u>								<u>(新設)</u>					
		(略)								(略)					
		事業費								事業費					
		(略)								(略)					
		車両費								車両費					
		<u>棚卸資産評価損</u>								<u>(新設)</u>					
		(略)								(略)					

「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」—新旧対照表—

(平成 28 年 3 月 31 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)

(下線部分は改正部分)

新								旧							
サービス活動外増減の部	費用	(略)						(略)							
		授産事業費用						授産事業費用							
	(略)						(略)								
	<u>退職共済事業費用</u>						<u>(新設)</u>								
	<u>事務費</u>						<u>(新設)</u>								
	(略)						(略)								
	サービス活動費用計(2)						サービス活動費用計(2)								
	サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)						サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)								
サービス活動外増減の部	収益	(略)						(略)							
		有価証券売却益						有価証券売却益							
	<u>基本財産評価益</u>						<u>(新設)</u>								
	(略)						(略)								
	投資有価証券売却益						投資有価証券売却益								
	<u>積立資産評価益</u>						<u>(新設)</u>								
	その他のサービス活動外収益						その他のサービス活動外収益								
	(略)						(略)								
	為替差益						為替差益								
	<u>退職共済事業管理資産評価益</u>						<u>(新設)</u>								
	<u>退職共済預り金戻入額</u>						<u>(新設)</u>								
	(略)						(略)								
	サービス活動外収益計(4)						サービス活動外収益計(4)								
サービス活動外増減の部	費用	(略)						(略)							
		有価証券売却損						有価証券売却損							
	<u>基本財産評価損</u>						<u>(新設)</u>								
	(略)						(略)								
	投資有価証券売却損						投資有価証券売却損								
	<u>積立資産評価損</u>						<u>(新設)</u>								
	その他のサービス活動外費用						その他のサービス活動外費用								
	(略)						(略)								
	為替差損						為替差損								
	<u>退職共済事業管理資産評価損</u>						<u>(新設)</u>								
	<u>退職共済預り金繰入額</u>						<u>(新設)</u>								
	(略)						(略)								
	サービス活動外費用計(5)						サービス活動外費用計(5)								

「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」－新旧対照表－

(平成 28 年 3 月 31 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)

(下線部分は改正部分)

新							旧							
	サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)							サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)						
	経常増減差額(7)=(3)+(6)							経常増減差額(7)=(3)+(6)						
別紙 3 (12) ~ (19) (略)							別紙 3 (12) ~ (19) (略)							
別紙 4 (略)							別紙 4 (略)							